

様

社会福祉法人〇〇会 理事長

指 名 通 知 書

次のとおり入札を行いますので参加してください。

工事(業務)番号 及び 工事(業務)名	(- -)		
工事(業務)場所	江別市		
工事竣工期限	平成 年 月 日		
入 札	日時	平成 年 月 日 午前 時 分	
	場所	終了後直ちに開札する。	
入札保証金			
契約保証金	1. 徴収する。ただし次の方法によることができる。利付国債の提供・金融機関等の保証・履行保証証券及び履行保証保険(定填方式)。共同企業体は免除する。 2. 免除する。		
予定価格	円 (入札書比較価格 円)		
入札書記載金額 について	落札にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。		
前 払 金	工事～請負金額が300万円以上で工期が50日以上、40%以内 設計・測量等委託～委託料が300万円以上で履行期間50日以上、30%以内		
部 分 払	請負金額が100万円以上3,000万円未満……1回以内、3,000万円以上5,000万円未満……2回以内、5,000万円以上8,000万円未満……3回以内、8,000万円以上……4回以内。ただし、前払金を受けた場合は1回現ずる。		
契約書等の作成	要 (契約書・請書)	調査基準価格設定	有・無
現場(机上)説明	有	日時	年 月 日 午 時 分
		場所	
設計図書の閲覧	日時	入札執行の前日までとする。 (ただし、期間の末日が休日の場合はその前日までとする。)	
	場所		
担 当 課			

<p>(注) 1 入札者は、入札執行完了までいつでも辞退できます。入札辞退により、以後不利益な取扱いを受けることはありません。</p> <p>2 入札者が1人となったときは、入札は中止とします。(ただし、再度入札を除く。)</p> <p>3 郵送等による入札は認めません。</p> <p>4 予定価格を事前に公表したときは再度入札は行いません。また、予定価格を上回る入札は無効とします。</p> <p>5 低入札調査基準価格を設定したときは、これを下回る価格で入札した者を落札者としなない場合があります。</p> <p>6 再度入札の回数は、原則として2回までとし</p>	<p>ます。</p> <p>7 入札は順次執行しますので、予定時刻の10分前には待機してください。</p> <p>8 被指名者が次の各号に該当するときは、指名通知を取り消すことがあります。</p> <p>(1) 工事事故を発生させた場合</p> <p>(2) 施行成績が不良な場合</p> <p>(3) 不渡手形を発行する等、経営状況が悪化した場合</p> <p>(4) 違法な行為があった場合</p> <p>9 入札参加にあたっては、建設工事等入札心得を遵守してください。(随意契約の場合も準用します。)</p>
--	---

【建設工事等競争入札心得】

- 1 入札書について
 - (1) 規格 A4 版とする。
 - (2) 記載方法
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 8 に相当する額を加算した金額(当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 108 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。
- 2 代理入札
代理人による入札を行う場合は、事前に委任状 (A4 版) を提出すること。
- 3 次のいずれかに該当する入札及びその他入札の要件が確認できない入札は、無効とする。
 - (1) 入札参加資格のない者の行った入札
 - (2) 所定の日時までに所定の入札保証金を納付しない者の行った入札
 - (3) 入札書記載の金額を加除訂正した箇所のあるもの、若しくは氏名の下に押印のないもの又はその記載が確認できないもの
 - (4) 一の入札者又はその代理人が同一事項に対して 2 通以上の入札をしたもの
 - (5) 他人の代理を兼ね又は 2 人以上の代理を行った者の入札
 - (6) 入札価格を総額で入札すべきことを示してあるときに単価で入札したもの、又は単価で入札すべきことを示してあるときに総額で入札したもの
 - (7) 入札金額、氏名その他入札要件の記載等が確認できないもの
 - (8) その他入札に関する条件に違反した入札
- 4 入札の辞退
入札参加者として指名された者が入札に参加できない場合は、あらかじめ辞退届を提出すること。辞退により不利益が生じることはない。
- 5 指名の取り消しについて
「競争入札参加資格関係事務取扱要綱」及び「競争入札参加資格者指名停止等措置要領」により競争入札への参加を排除された者及び競争入札参加資格が消滅した者、又は指名停止の措置を受けたものについては、当該指名を取り消す。
- 6 談合等不正行為については、次の措置を講ずる場合がある。
 - (1) 談合情報があった場合、事情聴取、誓約書及び積算の内訳書の提出並びに公正取引委員会への通報
 - (2) 入札談合の疑いがあると認められるときは、入札執行の延期又は取り止め
 - (3) 契約締結後に、入札談合の事実があったと認められる証拠を得たときは、契約の解除
- 7 契約の締結
落札者が当該契約を締結しようとするときは、落札決定の通知を受けた日から 7 日以内に契約担当者の作成する契約書により、契約を締結しなければならない。
- 8 契約保証金
落札者は当該契約締結に際し、江別市契約に関する規則第 28 条の規定に基づき、契約金額の 10/100 以上の契約保証金を納付しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は免除するものとし、契約担当者がその必要がないと認めたときは、この限りでない。
 - (1) 契約者が保険会社との間に本市を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき
 - (2) 契約者から委託を受けた保険会社・金融機関等と工事履行保証契約を締結したとき
 - (3) 契約者が共同企業体であるとき
- 9 分別解体等の実施の義務付け
当該通知書及び特記仕様書に「建設リサイクル法の対象建設工事である。」と記載している場合は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第 9 条に基づき分別解体等の実施が義務付けられた工事であるため、契約にあたり再資源化に要する費用、解体工事に要する費用、分別解体等の方法、再資源化等をするための施設の名称及び所在地を契約書に記載する必要があることから、特記仕様書に記載された特定建設資材廃棄物、搬出数量等を参考に再資源化等に要する費用及び解体工事に要する費用を含めて見積もった上で、入札を行ってください。
- 10 最低価格の入札者を落札者としめない場合
低入札価格調査制度を適用した場合は、次の各号の一に該当すると認められるときは、調査基準価格を下回る価格で入札した者を落札者としめない場合があります。
 - (1) 当該申込みに係る入札金額によっては、その者が当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれのあるとき。
 - (2) その者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すおそれがあるとき、著しく不相当と認められるとき。
- 11 前項の規定に基づき、最低の価格で入札した者を落札者としめない場合は、予定価格の制限の範囲内で申込みをした他の者のうち、最低の価格で申込みをした者を落札者とします。ただし、次順位者が調査基準価格を下回る入札者であったときは、前項と同様の手続きを行います。
- 12 その他
 - (1) 入札時名札を着用すること。
 - (2) 江別市契約に関する規則、その他関係法令の規定を承知すること。